



**第十条** 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第七条第二項第一号（第四条第四項第一号に係る部分に限る。）二号（第四条第四項第一号に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事項を証明した書面（第十二条第一項第三号において「遺言書保管事実証明書」）

**第十六條** 遺言書保管官の処分に不服がある者又は遺言書保管官の不作為に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。  
審査請求をするには、遺言書保管官に審査請求書を提出しなければならない。

**第十八条** この法律に定めるもののほか、遺言書の保管所における遺言書の保管及び情報の管理に関する必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任） 第七十二条 この附則に定めるもののほか、この日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができる。

第一項又は前項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。遺言書保管官は、第一項の請求により遺言書情報証明書を交付し又は第三項の請求により関係遺言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人並びに当該関係遺言書に係る第四条第四項第三号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

**第十三条** 遺言書保管官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

**第十四条** 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。  
（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

**第十五条** 遺言書保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七号第十三号)第十六条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見」とする。  
**(行政不服審査法の適用除外)**  
**第十七条** 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四项まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項(審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。)から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

る)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る)を除く)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十六条及び第六十七条の規定(公市

ト イからへまでに掲げる者のほか、これらに類するものとして政令で定める者 前項の請求は、自己が関係相続人等に該当する遺言書（以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。）を現に保管する遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

一 遺言書の保管の申請をする者 遺言書の保管及び遺言書に係る情報の管理に関する事務

二 遺言書の閲覧を請求する者 遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務

三 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付を請求する者 遺言書情報証明書又は遺言書保管事実証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務

前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。

いわゆるかんがいなし  
6 いわゆるかんがいなし  
7 いわゆるかんがいなし  
は、地方法務局の長は、審査請求に係  
る不作為に係る処分についての申請を却下すべ  
きものと認めるときは、遺言書保管官に当該申  
請を却下する处分を命じなければならぬ。  
第一項の審査請求に関する行政不服審査法の  
規定の適用については、同法第二十九条第五項  
中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と「弁

二及び三 略  
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限

二 民法第九百一十二条第一項の規定により共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者、同法第九百八条の規定により遺産の分割の方法を定めることを委託された第三者又は同法第十六条第一項の規定により遺言執行人の指定を委託された第三者

本著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十五条第二項の規定により同条第一項の登録について指定を受けた者又は同法第一百六十二条第三項の規定により同条第一項の請求について指定を受けた者

へ 信託法第三条第二号に掲げる方法によつて信託がなされた場合にあってはその受託者

明書」という。)の交付を請求することがで  
きる。

第十二条 前条第二項及び第四項の規定は、前項の請求  
について準用する。

(遺言書の検認の適用除外)

第十三条 民法第千四条第一項の規定は、遺言書  
保管所に保管されている遺言書については、適  
用しない。

(手数料)

第十四条 次の各号に掲げる者は、物価の状況の  
ほか、当該各号に定める事務に要する実費を考  
慮して政令で定める額の手数料を納めなければ  
ならぬ。

3 遺言書保管官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をするべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 遺言書保管官は、前項に規定する場合を除き、三日以内に意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。この場合において、監督法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

5 法務局又は地方法務局の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求

附則（令和三年五月一九日法律第三七号抄）  
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く）